

# 茨木市 地域防災計画修正案の概要

## 1 地域防災計画について

### (1) 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条に基づき、茨木市防災会議が定める計画であり、茨木市域における災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策に関し、茨木市及び関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を示すものです。

防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることで本市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模災害からの復興に向けた取組の推進を図ることを目的としており、その内容は、国の「防災基本計画」、大阪府の「地域防災計画」に整合するものでなければならないとされています。

### (2) 計画の構成

茨木市地域防災計画の構成は以下のとおりです。今回の修正で、原子力災害対策を含めた、第5部に「その他災害応急対策」を新設しました。

#### 第1部 総則

(計画の方針、目的、想定災害、業務の大綱、市民の基本的責務など)

#### 第2部 災害予防対策

(災害予防対策の推進、事前対策としての体制整備、地域防災力の向上など)

#### 第3部 風水害応急対策

(風水害時の活動体制、避難対策など)

#### 第4部 地震災害応急対策

(地震災害時の活動体制、避難対策など)

#### 第5部 その他災害応急対策

(原子力災害、市街地火災等、高層建築物災害、危険物災害、大規模交通災害)

#### 第6部 災害復旧・復興対策

(民生安定、復興計画など)

## 2 修正の視点

災害対策基本法（第2条の2）の基本理念に基づき、

### ① 平成30年大阪府北部を震源とする地震等近年の災害の課題・教訓の反映

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪北部地震」）での課題や教訓を踏まえ、今後の災害に臨機応変に対応できるよう、より実効性のある防災計画とします。

### ② 国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画等の上位計画、関連計画との整合

前回の茨木市地域防災計画修正（平成27年3月）以降の、国の防災基本計画の修正及び大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正を行い、これら関連計画との整合を図ることで、国、府との確実な連携による防災対策を推進できる防災計画とします。

## 3 主な修正内容

※ 参照ページは、「**素案**」の各部ごとのページ番号を指します

### (1) 大阪北部地震の教訓を踏まえた修正

「大阪北部地震における災害対応の検証」中、「今後の災害対応の方向性」に示す災害応急活動体制や避難対策等を中心に防災計画に反映します。

#### 1. 災害応急活動体制

① 災害対策本部長（市長）の意思決定や指揮統制を支える参謀機能強化のため、**指揮統制部を新設**  
【第1部1-11】

② 災害情報の収集・伝達・報告を行う**財務・情報班**、受援対応等を統括する**応援・受援班**、救援物資の調達・需給調整を行う**物資班の新設**  
【第1部1-11～12】

③ 茨木市における災害救助法が適用される被害等の基準を追加するとともに、災害救助法に係る**各救助事務の担当部班**を明記  
【第3部3-11、第4部4-11】

④ 部班横断的な対応を可能にする**プロジェクトチームの設置**を明記  
【第3部3-6、第4部4-6】

⑤ 中長期的な災害対応における職員動員配備体制を構築することを明記  
【第2部2-23】

⑥ **災害の種別に応じた職員動員・配備体制**の見直し  
【第2部2-21～22】

⑦ 被害情報等を共有する**茨木市防災情報システムの導入・活用**について明記  
【第2部2-30】

⑧ 災害対応に必要な応援機関の受入れ場所等、**防災拠点施設を追加・見直し**  
【第2部2-24～25】

#### 2. 災害対策本部会議

① 災害対策**本部会議の役割及び、報道機関等への公開方針**の明確化  
【第3部P5、第4部P4,5】

#### 3. 災害広報

① 指定避難所での広報手段を追加し、**市民災害相談窓口における被災者の復興支援につながる各種支援情報を提供**することを明記  
【第3部3-39～40、第4部4-29～30】

#### 4. 避難及び避難受入れ体制

① 地震災害における避難所の開設時に**施設の安全点検を実施**することを明記  
【第4部4-39～40】

② **指定避難所の統合、集約**を行う際の留意点、配慮事項について明記  
【第3部3-58、第4部4-42】

③ **長期間の避難所運営**に備えた全庁的な人員確保体制を明記  
【第3部3-57、第4部4-40】

④ 指定避難所における公衆無線LAN等の**通信ネットワークの整備**を追加  
【第2部2-49】

⑤ 避難所運営における**外部委託の活用**について明記  
【第3部3-57、第4部4-41】

#### 5. 医療・防疫対策

① **医療・防疫**に関する予防対策、応急対策に関する記述を充実  
【第3部3-65～70,3-86～89、第4部4-49～54,4-72～75】

#### 6. 住宅・建築物の対策

① **ブロック塀の点検や耐震化**について所有者の責務及び市の支援等を明記  
【第2部2-5】

② 被災建築物の**応急危険度判定の実施方法**等を明確化  
【第4部4-34】

#### 7. 災害ボランティア

① **災害ボランティアセンターの活動支援**を明記  
【第3部3-108、第4部4-95】

#### 8. 復旧・復興

① **被災者支援会議**の明記・処理事項の明確化等復興に向けた取り組みの強化  
【第6部6-14～15】

# 茨木市 地域防災計画修正案の概要

## (2) 関連計画との整合を図るための主な修正事項

### 【総則】

#### 1. 計画の方針

- ① 大阪府地域防災計画に基づき、「命を守る」「命をつなぐ」「必要不可欠な行政機能の維持」「経済活動の機能維持」「迅速な復旧・復興」を基本方針に追加＜大阪府計画へ整合＞【第1部1-3】

#### 2. 自助・共助の推進

- ① 市民及び事業者の基本的な責務における具体的事項（災害等の知識の習得、災害への備え、地域防災活動への協力等）の明記＜H31.1大阪府修正＞【第1部1-26～27】

#### 3. NPOやボランティア等多様な機関との連携

- ① NPOやボランティア等、多様な機関と連携・協力による、災害時の支援体制の構築、地域防災の担い手の確保等に努めることを追記＜H31.1大阪府修正＞【第1部1-27】

### 【災害予防対策】

#### 4. 災害廃棄物処理体制の推進

- ① 災害廃棄物処理計画に基づき、国、府等と連携した災害廃棄物処理体制の強化を図ることを明記＜H29.3大阪府修正＞【第2部2-3～4】

#### 5. 「逃げ遅れゼロ」の実現に向けた水害減災対策の推進

- ① 水防法の改正による、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難誘導などの訓練の実施に関する事項の追記＜H31.1大阪府修正＞【第2部2-14～15】
- ② 事前の備えと迅速な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、水位の到達情報の発表、水防警報の発表、浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備に関する記述を充実化＜H29.3、H29.11、H31.1大阪府修正＞【第2部2-13～17、2-47～48】

#### 6. 行政機能の維持

- ① 業務継続計画（BCP）の適切な運用による行政機能の維持にむけた、首長不在時の明確な代行順位や非常時優先業務の整理、業務資源の確保について明記＜H29.3大阪府修正＞【第2部2-27～28、第3部3-6、第4部4-5～6】
- ② 今後の「応援・受援計画」策定と、計画において定める事項の明記＜H29.11、H31.1大阪府修正＞【第2部2-28】

#### 7. 罹災証明書発行体制の強化

- ① 罹災証明書発行業務のシステムの導入・訓練、被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるとともに、応急危険度判定等住宅に関する各種調査の目的や内容の違いについて、市民に普及啓発を図ることを追記＜H29.3、H29.11、H31.1大阪府修正＞【第2部2-52】

#### 8. 外国人に対する支援体制の強化

- ① 情報提供の多言語化・「やさしい日本語」の活用、SNSを含む様々な情報ツールの活用など、訪日外国人の支援体制の強化に関する事項の追記＜H29.3、H29.11、H31.1大阪府修正＞【第2部2-55～56】

#### 9. 物資の確保・供給体制

- ① 重要物資として11品目を位置付けるとともに、府と市で1：1を基本とした役割分担の下、被害想定に基づく必要量の備蓄を行うことを明記＜大阪府計画との整合＞【第2部2-58】

#### 10. 帰宅困難者支援体制

- ① 官民連携により企業に対し、むやみに移動を開始することを避けることや、企業等内に滞在するために必要な物資を確保すること等、帰宅困難者対策の普及・啓発活動を行うことを追記＜H29.3大阪府修正＞【第2部2-68～69】

### 【災害応急対策】

#### 11. 避難対策

- ① 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）、災害発生情報といった避難情報の発令時にとるべき行動の明記＜H29.3大阪府修正＞【第3部3-52】
- ② 「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援を行うことを追記＜大阪府計画との整合＞【第3部3-52】
- ③ 避難勧告等のガイドラインの修正に合わせた警戒レベルの導入＜R1大阪府修正予定＞【第2部2-48】

#### 12. 避難所開設・運営

- ① 福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所の迅速な実施＜大阪府計画との整合＞【第3部3-56、第4部4-40】
- ② テントや車など指定避難所外での生活者の把握＜H29.3大阪府修正＞【第3部3-57、第4部4-41】
- ③ 家庭動物のためのスペースの確保＜H31.1大阪府修正＞【第3部3-58、第4部4-41】

#### 13. 交通規制・緊急輸送活動

- ① 道路法の改正に基づく、国による重要物流道路の指定及び災害復旧等代行制度の創設を受けた、道路啓開などの支援についての追記＜H31.1大阪府修正＞【第2部2-44～45】

#### 14. 住宅対策の強化

- ① 被害認定調査・罹災証明発行業務の実施体制の見直し＜H29.11大阪府修正＞【第3部3-116、第4部4-103】
- ② みなし仮設住宅を活用することについて追記＜H29.3大阪府修正＞【第3部3-117、第4部4-104】

#### 15. 南海トラフ地震対策

- ① 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に合わせた計画修正＜国計画への整合＞【第4部4-112～128】

### 【その他災害応急対策】

#### 16. 原子力災害応急対策

- ① 大阪府地域防災計画「原子力災害対策編」に合わせた広域避難の受入れ等を規定＜大阪府計画へ整合＞【第5部5-1～4】

### 【災害復旧・復興対策】

#### 17. 復旧事業の推進

- ① 復旧事業計画の策定、激甚災害の指定・財政援助、特定大規模災害を受けた場合の府による復興に係る工事等の代行制度等、復旧事業の推進に係る必要事項を追記＜大阪府計画へ整合＞【第6部6-1】